大規模事故災害対策計画 新旧対照表

現行

第1編 総則

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

第1~第4 (略)

第5 指定公共機関

機関名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
新関西国際空港㈱	空港施設の整備と防火管理	航空機による輸送の安全確保と空港 施設の機能確保	被災空港施設の復旧

修正案

第1編 総則

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

第1~第4 (略)

第5 指定公共機関

機関名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧
新関西国際空港(株) (関西エアポート(株))	空港施設の整備と防火管理	航空機による輸送の安全確保と空港 施設の機能確保	被災空港施設の復旧

第1編 総則

第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等

第1款 空港の整備状況等

第1 (略)

第2 内容

1 区分

(略)

一方、ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用、常設で特定のヘリコプターのみの利用を対象とする非公共用、航空法(昭和27年7月15日法第231号)第79条による離着陸場で国土交通大臣の許可を受けた特定のヘリコプターのみが特定の期間利用できる臨時用の3種類あり、兵庫県内では、非公共用として兵庫県庁、兵庫県警察、神戸消防、明石川崎、NTT神戸中央ビル、兵庫県立災害医療センター、三木防災の7箇所、臨時用として264箇所ある。

- 2 空港の整備状況
 - (1) 大阪国際空港
 - ① (略)
 - ② 空港の利用状況26 路線 185 便/日(平成31年夏ダイヤ)
 - (2) (略)

第1編 総則

第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等

第1款 空港の整備状況等

第1 (略)

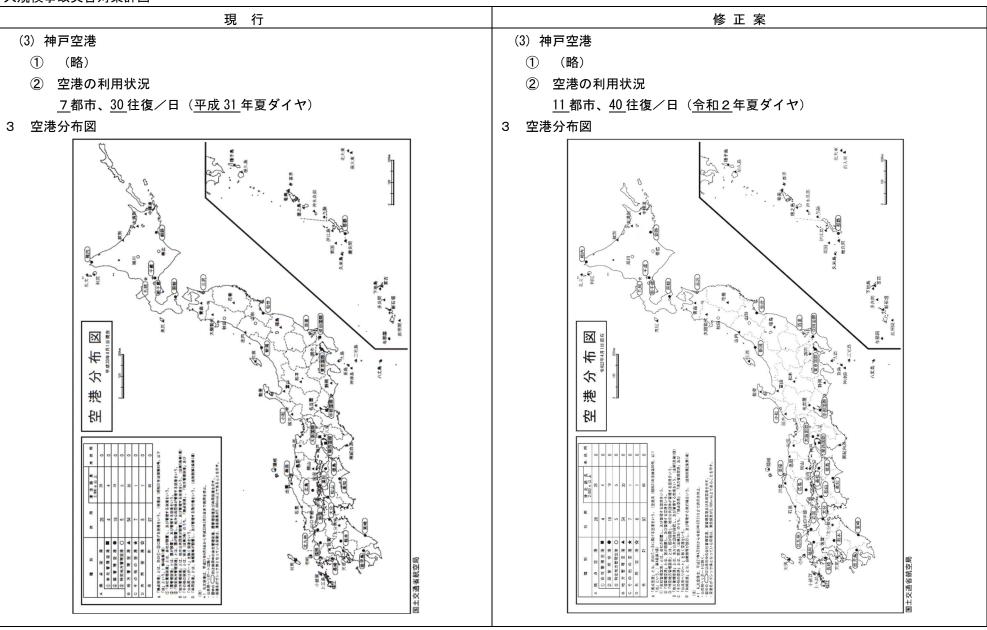
第2 内容

1 区分

(略)

一方、ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用、常設で特定のヘリコプターのみの利用を対象とする非公共用、航空法(昭和27年7月15日法第231号)第79条による離着陸場で国土交通大臣の許可を受けた特定のヘリコプターのみが特定の期間利用できる臨時用の3種類あり、兵庫県内では、非公共用として兵庫県庁、兵庫県警察、明石川崎、NTT神戸中央ビル、兵庫県立災害医療センター、三木防災の6箇所、臨時用として264箇所ある。

- 2 空港の整備状況
 - (1) 大阪国際空港
 - ① (略)
 - ② 空港の利用状況26 路線 185 便/日(令和2年夏ダイヤ)
 - (2) (略)



4~5 (略)

6 災害の想定

消火活動等に関し、空港管理者と関係機関の協力関係を定めた緊急計画の適 用の有無により次の2つの災害を想定する。

現行

- ① 県内の空港(大阪国際空港及び但馬空港)及びその周辺における航空機の 墜落等
- ② それ以外の地域における航空機の墜落等 (以下、略)

第1編 総則

第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等

第2款 鉄道の整備状況等

第1 (略)

第2 内容

1 鉄道の整備状況

県内の鉄道の整備状況

(平成30年4月1日)

区分	単 · 複	章 化	非 電 化	₽f
公 営 交 通	複 線	30.6	-	30.6
	複 線	29.0	_	29.0
第 3 セクター	単 線	2.6	49.4	52.0
	小 計	31.6	49.4	81.0

出典:「平成30年度県土整備部概要(資料編)」

主要な鉄道路線の延べ運転本数等

出典:「平成29年兵庫県統計書」、平成31年3月時刻表及び各社聞き取り

(1) JR西日本·日本貨物鉄道(JR貨物)(表、略)

出典:「平成30年度県土整備部概要(資料編)」

(2) 公営交通(表、略)

出典:「平成30年度県土整備部概要(資料編)」

4~5 (略)

6 災害の想定

消火活動等に関し、空港管理者と関係機関の協力関係を定めた緊急計画の適用の有無により次の2つの災害を想定する。

修正案

- ① 県内の空港(大阪国際空港及び<u>神戸空港、</u>但馬空港)及びその周辺における航空機の墜落等
- ② それ以外の地域における航空機の墜落等 (以下、略)

第1編 総則

第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等

第2款 鉄道の整備状況等

第1 (略)

第2 内容

1 鉄道の整備状況

県内の鉄道の整備状況

(令和2年6月1日)

区 分	単・複	電 化	非 電 化	計
公 営 交 通	複 線	<u>38. 1</u>	_	<u>38. 1</u>
	複線	<u>21. 5</u>	_	<u>21. 5</u>
第3セクター	単 線	2.6	49. 4	52. 0
	小 計	<u>24. 1</u>	49. 4	<u>73. 5</u>

出典:各社公表資料を基に県交通政策課が作成

主要な鉄道路線の延べ運転本数等

出典:「平成30年兵庫県統計書」、令和2年6月時刻表及び各社聞き取り

(1) JR西日本·日本貨物鉄道(JR貨物)(表、略)

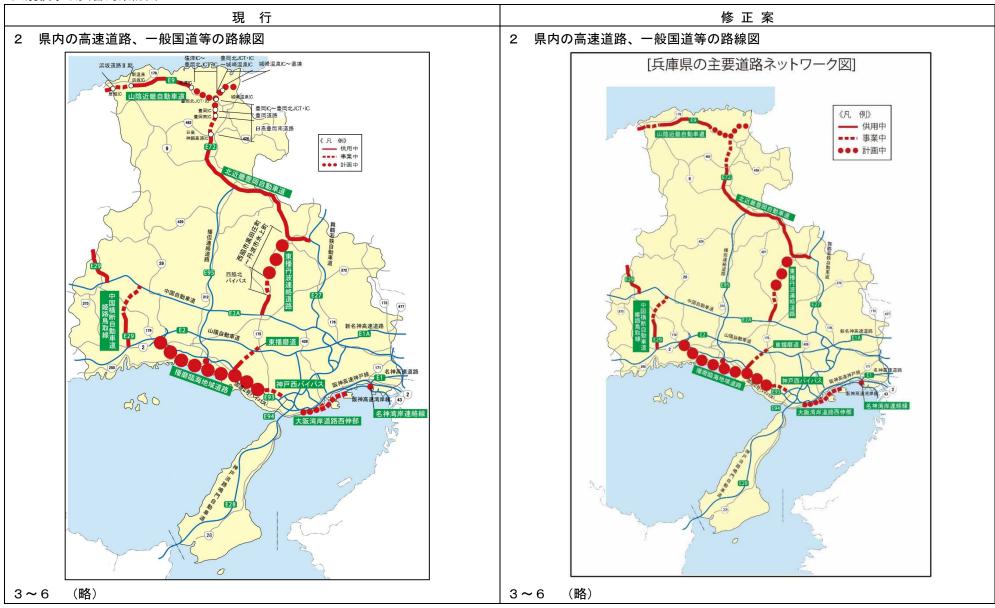
出典: 各社公表資料等を基に県交通政策課が作成

(2) 公堂交诵

出典:公表資料を基に県交通政策課が作成

現 行
事業者 線 名 自 至 営業や口 単・複 第電化 (mm) 単・複 非電化 (mm) 単・複 (mm) 単を (mm) 単・複 (mm) 単を (mm) 単・複 (mm) 単 (mm) 単 (mm) 単 (
東西線西代版幹押三宮 (5.7,5.0) 複電化 昭和3年4月7日開業 東西線西代版幹元前 (5.7,5.0) 複電化 昭和3年4月7日開業 東西線西代版幹元前 (5.7,5.0) 複電化 昭和3年4月7日開業 東西線西 代版 (5.7,5.0) 複電化 昭和3年4月7日開業 東西線 西代版 (5.7,5.0) 複電化 新開地 0.4 "" "
戸高速 南 北 線 湊 川 新 開 地 0.4 ″ ″ 「
戸 高 速 南 北 線 湊 川 新 開 地 0.4 " " 「 第二種鉄道事業者: 阪神電気鉄道 関 中 元 直 鉄 株 南 北 線 湊 川 新 開 地 0.4 " " 「 第二種鉄道事業者: 阪神電気 株 株 南 北 線 湊 川 新 開 地 0.4 " " 「 第二種鉄道事業者: 阪神電気 株 株 南 北 線 湊 川 新 開 地 0.4 " " 「 第二種鉄道事業者: 阪神電気 株 株 市 北 線 声 戸 査 上 7.5 " " 「
世典: 「平成 30 年度県土整備部概要(資料編)等」 (4) 私鉄(JR西日本を除く)(表、略) 出典: 「平成 30 年度県土整備部概要(資料編)」 (5) 普通索道(ケーブルカー・ロープウェイ)(表、略) 出典: 「平成 30 年度県土整備部概要(資料編)」 (6) (略)
出典: 「平成 30 年度県土整備部概要(資料編)等」 (4) 私鉄(JR西日本を除く)(表、略) 出典: 「平成 30 年度県土整備部概要(資料編)」 (5) 普通索道(ケーブルカー・ロープウェイ)(表、略) 出典: 「平成 30 年度県土整備部概要(資料編)」 (5) 普通索道(ケーブルカー・ロープウェイ)(表、略) 出典: 「平成 30 年度県土整備部概要(資料編)」 (6) (略) (6) (略)
(4) 私鉄(JR西日本を除く)(表、略) (4) 私鉄(JR西日本を除く)(表、略) 出典: 「平成 30 年度県土整備部概要(資料編)」 出典: 各社公表資料等を基に県交通政策課が作成 (5) 普通索道(ケーブルカー・ロープウェイ)(表、略) 出典: 各社公表資料を基に県交通政策課が作成 (6) (略) (6) (略)
出典:「平成 30 年度県土整備部概要(資料編)」出典:各社公表資料等を基に県交通政策課が作成(5) 普通索道 (ケーブルカー・ロープウェイ) (表、略)(5) 普通索道 (ケーブルカー・ロープウェイ) (表、略)出典:「平成 30 年度県土整備部概要(資料編)」出典:各社公表資料を基に県交通政策課が作成(6) (略)(6) (略)
(5) 普通索道(ケーブルカー・ロープウェイ)(表、略) (5) 普通索道(ケーブルカー・ロープウェイ)(表、略) 出典: 「平成 30 年度県土整備部概要(資料編)」 出典: 各社公表資料を基に県交通政策課が作成 (6) (略) (6) (略)
出典: 「平成 30 年度県土整備部概要 (資料編)」 出典: 各社公表資料を基に県交通政策課が作成 (6) (略) (6) (略)
(6) (略) (6) (略)
2~4 (略)
第 1 編 総則 第 1 編 総則
第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等 第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等 第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等
第3款 道路の整備状況等 第3款 道路の整備状況等
第1 (略) 第1 (略)
第2 内容 第2 内容
1 (略)

大規模事故災害対策計画



現行 修正案 第2編 災害予防計画 第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第3章 災害応急対策への備えの充実 第2節 災害応急活動体制の整備 第2節 災害応急活動体制の整備 第1 (略) 第1 (略) 第2 内容 第2 内容 1 (略) 1 (略) 2 防災関係機関相互の連携体制 2 防災関係機関相互の連携体制 (1)~(4) (略) (1)~(4) (略) (5) 県及び新関西国際空港㈱伊丹空港本部長は、自衛隊への派遣要請が迅速に (5) 県及び関西エアポート(株)は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、 行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくととも ておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくこととする。 に、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくこととする。 (6) (略) (6) (略) 3~5 (略) 3~5 (略) 第2編 災害予防計画 第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第3章 災害応急対策への備えの充実 第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え 第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え 〔実施機関:近畿厚生局、大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安 〔実施機関:大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、 県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県県土整備部土木 本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県 県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵 局、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫 庫県支部、兵庫県医師会、医療機関、空港管理者、鉄道運送事業者、 県医師会、医療機関、空港管理者、鉄道運送事業者、道路管理者] 道路管理者〕 第1 (略) 第1 (略) 第2 内容 第2 内容 1~2 (略) 1~2 (略) 3 医療活動関係 3 医療活動関係 (1) 近畿厚生局、県、市町、日本赤十字社兵庫県支部及び災害拠点病院等の医 (1)県、市町、日本赤十字社兵庫県支部及び災害拠点病院等の医療機関は、負傷 療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資 者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等

現行	修 正 案
機材等の備蓄等に努めることとする。	に努めることとする。
(2)~(9) (略)	(2)~(9) (略)
4~5 (略)	4~5 (略)
第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画
第3章 災害応急対策への備えの充実	第3章 災害応急対策への備えの充実
第7節 災害ボランティア活動支援体制の整備	第7節 災害ボランティア活動支援体制の整備
第1 (略)	第 1 (略)
第2 内容	第2 内容
1 災害ボランティア活動の環境整備	1 災害ボランティア活動の環境整備
(1)~(2) (略)	(1)~(2) (略)
(3) ボランティア活動の支援拠点の整備	(3) ボランティア活動の支援拠点の整備
県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされ	県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされ
るとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議	るとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議
会、日本赤十字社、 <u>ボランティア団体及びNPO</u> 等との連携を図るとともに、	会、日本赤十字社、 <u>地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO</u> 等との連
中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)	携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活
を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の	動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、
支援拠点の整備に努めることとする。(以下、略)	ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。(以下、略)
(4)~(5) (略)	(4)~(5) (略)
<u>〔新設〕</u>	(6)感染症の拡大が懸念される状況下における対応
	<u>感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。また、</u>
	県は、災害ボランティアの PCR 検査費用を支援するなど派遣環境を整備する
	<u>こと。</u>
2 (略)	2 (略)

現 行	修 正 案
第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画
第1章 基本方針	第1章 基本方針
1~2 (略)	1~2 (略)
3 応急対策の主な流れ	3 応急対策の主な流れ
(1) 航空災害	(1) 航空災害
①~④ (略)	①~④ (略)
⑤ それ以外の地域における航空機の墜落等の場合	⑤ それ以外の地域における航空機の墜落等の場合
医療欄	医療欄
(国) <u>近畿厚生局、</u> 国立大学病院からの救護班の派遣	(国) 国立大学病院からの救護班の派遣
(2) 鉄道災害	(2) 鉄道災害
医療欄	医療欄
(国) <u>近畿厚生局、</u> 国立大学病院からの救護班の派遣	(国)国立大学病院からの救護班の派遣
(3) 道路災害	(3) 道路災害
① 一般的な道路災害の場合(高速道路での危険物流出は除く)	① 一般的な道路災害の場合(高速道路での危険物流出は除く)
医療欄	医療欄
(国) <u>近畿厚生局、</u> 国立大学病院からの救護班の派遣	(国) 国立大学病院からの救護班の派遣
② 高速道路での危険物流出の場合	② 高速道路での危険物流出の場合
医療欄	医療欄
(国) <u>近畿厚生局、</u> 国立大学病院からの救護班の派遣	(国) 国立大学病院からの救護班の派遣
③ (略)	③ (略)
第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
第1節 情報の収集・伝達	第1節 情報の収集・伝達
第1 (略)	第1 (略)
第 2 内容	第2 内容
1~4 (略)	1~4 (略)
〇各部等における調査事項及び調査(報告)系統	〇各部等における調査事項及び調査(報告)系統

		現 行			修 正 案
部	調査事項	調査(報告)系統	部	調査事項	調査(報告)系統
県土整備	部 空港の閉鎖(運用) 状況	技術企画課 ◆ 空港政策課 ◆ 関西エアポート(株) — 但馬空港ターミナル㈱ — 各ヘリポート管理事務所		空港の閉鎖(運用) 状況	技術企画課 ◆ 空港政策課 ◆ 関西エアポート(株) ――関西エアポート神戸(株) ―― 但馬空港ターミナル㈱ ―― 各ヘリポート管理事務所

5 (略)

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
- 第4節 防災関係機関等との連携促進
- 第1款 関係機関との連携
- 1 空港管理者と消防本部・医療機関等との連携
 - (1) 大阪国際空港

新関西国際空港株式会社においては、大阪国際空港内及び空港周辺における航空機緊急事態(空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、若しくは空港に着陸しようとする航空機又は空港から離陸した航空機に事故発生のおそれがある場合をいう。)に際して、消火救難活動については、伊丹、豊中、池田の各消防本部と「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」、医療救護活動については、豊中、池田、伊丹の各医師会と「大阪国際空港救急医療活動に関する協定書」、更に日本赤十字社大阪府支部と兵庫県支部との間でそれぞれ「大阪国際空港応急救護活動に関する協定書」を締結しており、関係機関は、これらに基づく対応をとることとする。(以下、略)

(2) 但馬空港

但馬空港ターミナル株式会社においては、<u>県立</u>但馬空港及びその周辺における消火救難活動について、豊岡市消防本部と「豊岡市消防本部との緊急相互援助に関する協定」、医療救護活動については、公立豊岡病院と「兵庫県立

第3編 災害応急対策計画

(略)

- 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
- 第4節 防災関係機関等との連携促進
- 第1款 関係機関との連携
- 1 空港管理者と消防本部・医療機関等との連携
 - (1) 大阪国際空港

関西エアポート株式会社においては、大阪国際空港内及び空港周辺における航空機緊急事態(空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、若しくは空港に着陸しようとする航空機又は空港から離陸した航空機に事故発生のおそれがある場合をいう。)に際して、消火救難活動については、伊丹、豊中、池田の各消防本部と「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」、医療救護活動については、豊中、池田、伊丹の各医師会と「大阪国際空港救急医療活動に関する協定書」、更に日本赤十字社大阪府支部と兵庫県支部との間でそれぞれ「大阪国際空港応急救護活動に関する協定書」を締結しており、関係機関は、これらに基づく対応をとることとする。(以下、略)

(2) 但馬空港

但馬空港ターミナル株式会社においては、但馬空港及びその周辺における 消火救難活動について、豊岡市消防本部と「豊岡市消防本部との緊急相互援 助に関する協定」、医療救護活動については、公立豊岡病院と「兵庫県立但馬

現行	修 正 案		
但馬飛行場医療救護活動に関する協定書」、但馬空港内に事業所を有する団体	飛行場医療救護活動に関する協定書」、但馬空港内に事業所を有する団体と		
と「飛行場内事業所との協力協定」をそれぞれ締結しており、関係機関は緊	「飛行場内事業所 <u>等</u> との協力協定」をそれぞれ締結しており、関係機関は緊		
急事態の発生時には、これらに基づく対応をとることとする。	急事態の発生時には、これらに基づく対応をとることとする。		
2~9 (略)	2~9 (略)		
第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画		
第3章 円滑な災害応急活動の展開	第3章 円滑な災害応急活動の展開		
第1節 救援・救護活動等の実施	第1節 救援・救護活動等の実施		
第1款 捜索、救助、消火及び避難誘導活動	第1款 捜索、救助、消火及び避難誘導活動		
〔実施機関:大阪航空局、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県	〔実施機関:大阪航空局、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、 <u>県</u>		
県土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関、	<u>県土整備部県土企画局、</u> 県県土整備部土木局、県公安委員会、県警		
空港管理者、鉄道事業者、道路管理者〕	察本部、市町、消防機関、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者〕		
第1~第2 (略)	第1~第2 (略)		